



市 章

# 大津市公報

平 成 28 年 3 月 31 日  
号 外 ( 第 29 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

- 28 行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則..... 2
- 29 大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....14

### 教 育 委 員 会 告 示

- 3 平成14年教育委員会告示第6号(教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)の一部改正.....20
- 4 平成16年教育委員会告示第4号(教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)の一部改正.....20

### 監 査 委 員 会 告 示

- 8 平成14年教育委員会告示第8号(監査委員の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)の一部改正.....20
- 9 平成16年教育委員会告示第4号(監査委員の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)の一部改正.....20

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 26 平成14年選挙管理委員会告示第51号(選挙管理委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)の一部改正.....21
- 27 平成16年選挙管理委員会告示第74号(選挙管理委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)の一部改正.....21

### 農 業 委 員 会 告 示

- 7 平成14年農業委員会告示第21号(農業委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)の一部改正.....21
- 8 平成16年農業委員会告示第13号(農業委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)の一部改正.....21

### 公 平 委 員 会 規 則

- 1 再就職者による依頼等の届出の手續を定める規則.....22
- 2 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則.....22
- 3 職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則.....23
- 4 大津市公平委員会傍聴規則の一部を改正する規則.....23

### 公 平 委 員 会 告 示

- 1 平成14年公平委員会告示第2号(公平委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)の一部改正.....24
- 2 平成16年公平委員会告示第1号(公平委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)の一部改正.....24

### 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 規 程

- 1 大津市固定資産評価審査委員会の審査に関する規程の一部改正.....24

### 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 告 示

- 2 平成14年固定資産評価審査委員会告示第2号(固定資産評価審査委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)の一部改正.....25
- 3 平成16年固定資産評価審査委員会告示第1号(固定資産評価審査委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)の一部改正.....25

### 議 会 議 長 告 示

- 3 平成14年議会議長告示第1号(市議会議長の権限に属する事務の一部を行わせるため、市長部局の職員を議会局職員に充てることについて)の一部改正.....25
- 4 平成16年議会議長告示第1号(市議会議長の権限に属する事務の一部を行わせるため、市長部局の職員を議会局職員に充てることについて)の一部改正.....26

規 則

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

平成28年 3 月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第28号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

( 大津市火災予防規則の一部改正 )

第 1 条 大津市火災予防規則 ( 昭和59年規則第43号 ) の一部を次のように改正する。

様式第 8 号の 2 中

「 教示

この指定に不服のあるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日 ( 前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日 ) の翌日から起算して 6 箇月以内に大津市を被告として ( 大津市長が被告の代表者となります。 )、大津地方裁判所に指定の取消しの訴えを提起することもできます。」

「 教示

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として ( 大津市長が被告の代表者となります。 ) 提起することができます ( なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 )。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。」

改める。

( 大津市危険物規制規則の一部改正 )

第 2 条 大津市危険物規制規則 ( 昭和60年規則第35号 ) の一部を次のように改正する。

様式第21号中

「 この処分不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日 ( 前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日 ) の翌日から起算して 6 箇月以内に、大津市を被告として ( 大津市長が被告の代表者となります。 )、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「 教示

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として ( 大津市長が被告の代表者となります。 ) 提起することができます ( なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 )。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。」

改める。

( 大津市浄化槽清掃業の許可に関する規則の一部改正 )

第 3 条 大津市浄化槽清掃業の許可に関する規則 ( 昭和60年規則第40号 ) の一部を次のように改正する。

様式第 4 号中

「(注)

この処分に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日(前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。」

改める。

様式第 8 号中

「(注)

この処分に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。」

「教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。」

改める。

様式第 9 号中

「(注)

この処分に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日(前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。」

改める。

(大津市公有財産等管理規則の一部改正)

**第 4 条** 大津市公有財産等管理規則 (昭和 63 年規則第 59 号) の一部を次のように改正する。

様式第 4 号中

「不服申立て等の教示

この使用許可に不服があるときは、この許可書の交付を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、大津市長に対して、地方自治法及び行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この許可書の交付を受けた日 (前記の異議申立てをした場合又は滋賀県知事に審査請求をした場合には、当該異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、大津市を被告として (大津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に大津市を被告として (大津市長が被告の代表者となります。 ) 提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 )。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。」

改める。

(大津市特定旅館建築規制条例施行規則の一部改正)

**第 5 条** 大津市特定旅館建築規制条例施行規則 (平成元年規則第 46 号) の一部を次のように改正する。

様式第 9 号中

「 (教示)

この命令に不服があるときは、この命令書の交付を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この命令書の交付を受けた日 (前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、大津市を被告として (大津市長が被告の代表者となります。 )、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に大津市を被告として (大津市長が被告の代表者となります。 ) 提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 )。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。」

改める。

(大津市在日外国人老齢福祉金支給規則の一部改正)

**第 6 条** 大津市在日外国人老齢福祉金支給規則 (平成 5 年規則第 43 号) の一部を次のように改正する。

様式第 2 号及び様式第 3 号中

「(注)

この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日(前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。 )提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 )。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。」

改める。

(大津市在日外国人障害福祉金支給規則の一部改正)

**第7条** 大津市在日外国人障害福祉金支給規則(平成5年規則第44号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号中

「(注)

この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日(前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。 )提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 )。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。」

改める。

(大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部改正)

**第8条** 大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則(平成7年規則第40号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中

「

この命令に不服があるときは、この命令書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この命令書の交付を受けた日(前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。 )、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日

の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に  
 大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、  
 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分があった日の翌  
 日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。  
 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合に  
 は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算  
 して 6 月以内に提起することができます。」

改める。

（大津市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する規則の一部改正）

**第 9 条** 大津市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する規則（平成 9 年規則第 54 号）の一部を次のよう  
 に改正する。

様式第 3 号中

「この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、大津  
 市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日（前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する  
 決定の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の  
 代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内  
 に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日  
 の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると  
 審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に  
 大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、  
 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分があった日の翌  
 日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。  
 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合に  
 は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算  
 して 6 月以内に提起することができます。」

改める。

（大津市浜大津公共広場の管理運営に関する規則の一部改正）

**第 10 条** 大津市浜大津公共広場の管理運営に関する規則（平成 10 年規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号（裏）中

「不服申立て等の教示

この使用許可に不服があるときは、この許可書の交付を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、  
 大津市長に対して、地方自治法及び行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができる。

また、この許可書の交付を受けた日（前記の異議申立てをした場合又は滋賀県知事に審査請求をし  
 た場合には、当該異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決の送達を受けた日）の翌日から  
 起算して 6 箇月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となる。）、大津地方裁判所  
 に処分の取消しの訴えを提起することもできる。」

「教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内  
 に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日  
 の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると  
 審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に  
 大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、  
 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分があった日の翌  
 日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。  
 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合に  
 は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算

して6月以内に提起することができます。」

改める。

(大津市立児童クラブの管理運営に関する規則の一部改正)

**第11条** 大津市立児童クラブの管理運営に関する規則(平成12年規則第134号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立て期間」を「審査請求期間」に改める。  
様式第3号備考第3項を次のように改める。

3 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第12号備考第2項を次のように改める。

2 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

(大津市都市計画法施行細則の一部改正)

**第12条** 大津市都市計画法施行細則(平成13年規則第30号)の一部を次のように改正する。

様式第9号及び様式第39号中

「この処分不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。」

また、この通知書の交付を受けた日(前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。」

改める。

(大津市犯罪被害者等見舞金支給条例施行規則の一部改正)

**第13条** 大津市犯罪被害者等見舞金支給条例施行規則(平成15年規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中

「\* この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日（前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。」

改める。

（大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則の一部改正）

**第14条** 大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則（平成18年規則第53号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、地方自治法及び行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日（前記の異議申立てをした場合又は滋賀県知事に審査請求をした場合には、当該異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。」

改める。

様式第5号中

「この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日（前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に



大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

改める。

(大津市食品衛生法施行細則の一部改正)

**第15条** 大津市食品衛生法施行細則(平成21年規則第26号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「この処分に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

「教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

改める。

(大津市生活保護法施行細則の一部改正)

**第16条** 大津市生活保護法施行細則(平成21年規則第51号)の一部を次のように改正する。

様式第8号中

「なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に滋賀県知事に対し審査請求をすることができます。ただし、外国籍の方の場合はできません。

また、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、通知した日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に係る判決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます。この処分についての取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の場合は、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、判決の通知を受けた日から6月以内であっても、判決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

審査請求のあった日から50日を経過しても判決がない場合

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある場合

その他判決を経ないことにつき正当な理由がある場合

「なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に滋賀県知事に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求を

することができなくなります。)。ただし、外国籍の方の場合はできません。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求をした日（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 23 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して 50 日（50 日以内に行政不服審査法第 43 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は 70 日）を経過しても裁決がない場合

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある場合  
その他裁決を経ないことにつき正当な理由がある場合

改める。

様式第 28 号中

「この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、滋賀県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、大津市を被告として（訴訟において市を代表する者は大津市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。決定、決定の執行又はその手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に滋賀県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。ただし、外国籍の方の場合はできません。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求をした日（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 23 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して 50 日（50 日以内に行政不服審査法第 43 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は 70 日）を経過しても裁決がない場合

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある場合  
その他裁決を経ないことにつき正当な理由がある場合

改める。

（大津市港湾の管理運営に関する規則の一部改正）

**第 17 条** 大津市港湾の管理運営に関する規則（平成 21 年規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中

「不服申立て等の教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、大津市長に対して、地方自治法及び行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この許可書の交付を受けた日（前記の異議申立てをした場合又は滋賀県知事に審査請求をした場合には、当該異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。」

改める。

様式第3号中

「不服申立て等の教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、地方自治法及び行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日（前記の異議申立てをした場合又は滋賀県知事に審査請求をした場合には、当該異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。」

改める。

（大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則の一部改正）

**第18条** 大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則（平成24年規則第63号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中

「この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、地方自治法及び行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日（前記の異議申立てをした場合又は滋賀県知事に審査請求した場合には、当該異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に  
 大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、  
 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌  
 日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)  
 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合  
 には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算  
 して6月以内に提起することができます。」

改める。

様式第5号中

「この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津  
 市長に対して、地方自治法及び行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日(前記の異議申立てをした場合又は滋賀県知事に審査請求をし  
 た場合には、当該異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決の送達を受けた日)の翌日から  
 起算して6箇月以内に、大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁  
 判所に処分取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

1 この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内  
 に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日  
 の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると  
 審査請求をすることができなくなります。

2 この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に  
 大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、  
 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌  
 日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)  
 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合  
 には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算  
 して6月以内に提起することができます。」

改める。

様式第6号中

「この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津  
 市長に対して、地方自治法及び行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日(前記の異議申立てをした場合又は滋賀県知事に審査請求をし  
 た場合には、当該異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決の送達を受けた日)の翌日から  
 起算して6箇月以内に、大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁  
 判所に処分取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

1 この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内  
 に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日  
 の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると  
 審査請求をすることができなくなります。

2 この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に  
 大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、  
 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌  
 日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)  
 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合  
 には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算  
 して6月以内に提起することができます。」

改める。

様式第11号中

「この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津  
 市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日(前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する  
 決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として(大津市長が被告の

代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。」

改める。

様式第13号中

「この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、地方自治法及び行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。」

また、この通知書の交付を受けた日(前記の異議申立てをした場合又は滋賀県知事に審査請求をした場合には、当該異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。」

改める。

(大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

**第19条** 大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成26年規則第98号)の一部を次のように改正する。

様式第13号、様式第15号及び様式第35号中

「備考 この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。」

また、この通知書の交付を受けた日(前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合に

は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。」

改める。

( 大津市生活困窮者自立支援法施行細則の一部改正 )

**第20条** 大津市生活困窮者自立支援法施行細則 ( 平成27年規則第64号 ) の一部を次のように改正する。

様式第 6 号、様式第 7 号、様式第10号、様式第12号、様式第14号、様式第15号、様式第17号、様式第20号及び様式第24号中

「 この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日 ( 前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する 決定の送達を受けた日 ) の翌日から起算して 6 か月以内に、大津市を被告として ( 大津市長が被告の代表者となります。 )、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「 教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に大津市を被告として ( 大津市長が被告の代表者となります。 ) 提起することができます ( なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 )。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。」

改める。

**附 則**

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

.....

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 3 月31日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第29号**

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則 ( 平成21年規則第127号 ) の一部を次のように改正する。


様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号 ( 第 4 条関係 )

長期優良住宅建築等計画通知書  
( 新築 / 増築 ・ 改築 )

第 号  
年 月 日

( 宛先 )  
建築主事

大津市長 

下記の者から、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 2 項の規定による申出があったので、同条第 3 項の規定により確認申請書を添えて通知します。

記

- 1 申請者の住所及び氏名
- 2 建築場所
- 3 建築物の名称
- 4 工事種別

様式第 3 号中「申請取下げ届」を 「 申請取下げ届  
( 新築 / 増築 ・ 改築 ) 」 に、

「

4 申請に係る住宅の位置	
--------------	--

を

」

「

4 申請に係る住宅の位置	
5 工 事 種 別	

に、

」

「 5 代理人」を「 6 代理人」に、「 6 取下げ」を「 7 取下げ」に改める。  
様式第 4 号を次のように改める。



様式第 4 号 (第 6 条関係)

認定しない旨の通知書  
(新築 / 増築・改築)

年 月 日

申請者 様

大津市長 印

下記の申請については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 工事種別
- 5 理由

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に大津市を被告として (大津市長が被告の代表者となります。) 提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

様式第 5 号中「認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する報告書」を  
 「認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する報告書  
 (新築 / 増築・改築)」に、

「

5 建築確認年月日及び番号	年 月 日 第 号	を
---------------	-----------	---

」

「

5 建築確認年月日及び番号	年 月 日 第 号	に、
6 工 事 種 別		

」

「6 認定長期優良住宅建築等計画」を「7 認定長期優良住宅建築等計画」に、「7 工事施行者」を「8 工事施行者」に、「8 報告」を「9 報告」に改める。

様式第 6 号中「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書」を  
 「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書  
 (新築 / 増築・改築)」に、

「

6 検査済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号	を
-----------------	-----------	---

」

「

6 検査済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号	に、
7 工 事 種 別		

」

「7 認定長期優良住宅建築等計画」を「8 認定長期優良住宅建築等計画」に、「8 工事中」を「9 工事中」に改める。

様式第 7 号中「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書」を  
 「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書  
 (新築 / 増築・改築)」に、

「

5 建築確認年月日及び番号	年 月 日 第 号	を
---------------	-----------	---

」

「

5 建築確認年月日及び番号	年 月 日 第 号	に、
6 工 事 種 別		

」

「6 取りやめる」を「7 取りやめる」に改める。

様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号 ( 第 10 条関係 )

認定取消通知書  
( 新築 / 増築 ・ 改築 )

第 号  
年 月 日

( 認定計画実施者 ) 様

大津市長



長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 14 条第 1 項の規定により、下記の認定を取り消したので、同条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号 第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名又は名称
- 4 認定計画実施者の住所
- 5 認定に係る住宅の位置
- 6 工事種別
- 7 認定に係る住宅の構造
- 8 取消しの理由

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に大津市を被告として ( 大津市長が被告の代表者となります。 ) 提起することができます ( なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 )。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**教 育 委 員 会 告 示**

**大津市教育委員会告示第3号**

平成14年教育委員会告示第6号（教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から適用する。

平成28年3月31日

大津市教育委員会  
委員長 桶 谷 守

第1号中「第6条」を「第6条第1項」に改め、「請求」の次に「（第3号において「公開請求」という。）」を加え、第3号中「公文書の」を削り、「に対する不服申立て」を「又は公開請求に係る不作為についての審査請求」に改める。

**大津市教育委員会告示第4号**

平成16年教育委員会告示第4号（教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から適用する。

平成28年3月31日

大津市教育委員会  
委員長 桶 谷 守

第1号中「第16条」を「第16条第1項」に、「開示請求」を「開示の請求（第5号において「開示請求」という。）」に改め、第3号中「第31条」を「第31条第1項」に、「訂正請求」を「訂正の請求（第5号において「訂正請求」という。）」に改め、第4号中「第39条」を「第39条第1項」に、「利用停止請求」を「利用停止の請求（次号において「利用停止請求」という。）」に改め、第5号中「保有個人情報」の「」を削り、「又は利用停止決定等」を「、利用停止決定等」に、「に対する不服申立て」を「又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求」に改める。

**監 査 委 員 告 示**

**大津市監査委員告示第8号**

平成14年監査委員告示第8号（監査委員の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から適用する。

平成28年3月31日

大津市監査委員 村 鳶 由 弘  
同 重 森 昭 彦  
同 清 水 ひ と み  
同 杉 山 泰 子

第1号中「第6条」を「第6条第1項」に改め、「請求」の次に「（第3号において「公開請求」という。）」を加え、第3号中「公文書の」を削り、「に対する不服申立て」を「又は公開請求に係る不作為についての審査請求」に改める。

**大津市監査委員告示第9号**

平成16年監査委員告示第4号（監査委員の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から適用する。

平成28年3月31日

大津市監査委員 村 鳶 由 弘  
同 重 森 昭 彦  
同 清 水 ひ と み  
同 杉 山 泰 子

第1号中「第16条」を「第16条第1項」に、「開示請求」を「開示の請求(第5号において「開示請求」という。)」に改め、第3号中「第31条」を「第31条第1項」に、「訂正請求」を「訂正の請求(第5号において「訂正請求」という。)」に改め、第4号中「第39条」を「第39条第1項」に、「利用停止請求」を「利用停止の請求(次号において「利用停止請求」という。)」に改め、第5号中「保有個人情報の」を削り、「又は利用停止決定等」を「利用停止決定等」に、「に対する不服申立て」を「又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求」に改める。

## 選挙管理委員会告示

### 大津市選挙管理委員会告示第26号

平成14年選挙管理委員会告示第51号(選挙管理委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から適用する。

平成28年3月31日

大津市選挙管理委員会

委員長 北 井 征 暁

第1号中「第6条」を「第6条第1項」に改め、「請求」の次に「(第3号において「公開請求」という。)」を加え、第3号中「公文書の」を削り、「に対する不服申立て」を「又は公開請求に係る不作為についての審査請求」に改める。

### 大津市選挙管理委員会告示第27号

平成16年選挙管理委員会告示第74号(選挙管理委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から適用する。

平成28年3月31日

大津市選挙管理委員会

委員長 北 井 征 暁

第1号中「第16条」を「第16条第1項」に、「開示請求」を「開示の請求(第5号において「開示請求」という。)」に改め、第3号中「第31条」を「第31条第1項」に、「訂正請求」を「訂正の請求(第5号において「訂正請求」という。)」に改め、第4号中「第39条」を「第39条第1項」に、「利用停止請求」を「利用停止の請求(次号において「利用停止請求」という。)」に改め、第5号中「保有個人情報の」を削り、「又は利用停止決定等」を「利用停止決定等」に、「に対する不服申立て」を「又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求」に改める。

## 農業委員会告示

### 大津市農業委員会告示第7号

平成14年農業委員会告示第21号(農業委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から適用する。

平成28年3月31日

大津市農業委員会

会長 中 村 利 男

第1号中「第6条」を「第6条第1項」に改め、「請求」の次に「(第3号において「公開請求」という。)」を加え、第3号中「公文書の」を削り、「に対する不服申立て」を「又は公開請求に係る不作為についての審査請求」に改める。

### 大津市農業委員会告示第8号

平成16年農業委員会告示第13号(農業委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から適用する。

平成28年3月31日

大津市農業委員会

会長 中 村 利 男

第 1 号中「第 16 条」を「第 16 条第 1 項」に、「開示請求」を「開示の請求（第 5 号において「開示請求」という。）」に改め、第 3 号中「第 31 条」を「第 31 条第 1 項」に、「訂正請求」を「訂正の請求（第 5 号において「訂正請求」という。）」に改め、第 4 号中「第 39 条」を「第 39 条第 1 項」に、「利用停止請求」を「利用停止の請求（次号において「利用停止請求」という。）」に改め、第 5 号中「保有個人情報」を削り、「又は利用停止決定等」を「利用停止決定等」に、「に対する不服申立て」を「又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求」に改める。

## 公 平 委 員 会 規 則

再就職者による依頼等の届出の届出の届出の届出の手続を定める規則を公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

大津市公平委員会

委員長 平 井 建 志

### 大津市公平委員会規則第 1 号

再就職者による依頼等の届出の手続を定める規則

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条の 2 第 7 項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を公平委員会に提出して行うものとする。

氏名

生年月日

職

依頼等をした再就職者の氏名

前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位

依頼等が行われた日時

依頼等の内容

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

大津市公平委員会

委員長 平 井 建 志

### 大津市公平委員会規則第 2 号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成 4 年公平委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する規則

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「手続き」を「手続」に改める。

本則（第 1 条及び第 8 条第 4 項を除く。）中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

第 1 条中「又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）」を削る。

第 8 条第 3 項中「（以下「申立代理人」という。）」を削り、「申立代理人」を「代理人」に改め、同条第 4 項中「不服申立書の」を「審査請求書の」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「申立代理人」を「その代理人」に、「不服申立書記載事項変更届」を「審査請求書記載事項変更届」に改める。

第 10 条第 3 項中「不服申立期間」を「審査請求期間」に改める。

第 13 条の見出しを「（手続の承継）」に改める。

第 14 条第 1 項中「（異議申立ての場合には決定。以下同じ。）」を削り、同条第 2 項中「不服申立取下書」を「審査請求取下書」に改める。

第 3 章の章名中「手続き」を「手続」に改める。

第 4 章第 1 節の節名中「手続き」を「手続」に改める。

第44条の見出し中「手続き」を「手続」に改める。

第62条の見出し及び同条第1項中「更生」を「更正」に改め、同条第2項中「更生は」を「更正は」に、「更生通知書」を「更正通知書」に改める。

様式第1号中「殿」を「様」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「(不)」を「(審)」に改める。

様式第2号中「不服申立書」を「審査請求書」に、「殿」を「様」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第3号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「(不)」を「(審)」に改める。

様式第4号中「不服申立書記載事項変更届」を「審査請求書記載事項変更届」に、「殿」を「様」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「(不)」を「(審)」に、「不服申立書の」を「審査請求書の」に改める。

様式第5号中「不服申立取下書」を「審査請求取下書」に、「殿」を「様」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「(不)」を「(審)」に改める。

様式第6号及び様式第7号中「殿」を「様」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「(不)」を「(審)」に改める。

様式第8号中「殿」を「様」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第9号中「殿」を「様」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に改める。

様式第10号中「殿」を「様」に、「(不)」を「(審)」に改める。

様式第11号中「殿」を「様」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「(不)」を「(審)」に改める。

様式第12号から様式第14号までの規定中「殿」を「様」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「(不)」を「(審)」に改める。

様式第15号及び様式第17号中「殿」を「様」に改める。

様式第18号中「殿」を「様」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「(不)」を「(審)」に改める。

様式第19号中「殿」を「様」に、「(不)」を「(審)」に、「決裁」を「裁決」に、「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則(平成4年公平委員会規則第1号)」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる不利益処分についての不服申立てに係る手続等については、なお従前の例による。

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

大津市公平委員会

委員長 平 井 建 志

**大津市公平委員会規則第3号**

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則(平成17年公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第4条第3項中「公平委員会が、」を「公平委員会に、」に、「要求の受理」を「要求」に、「行政不服審査法による不服申立ての受理を行った」を「審査請求がされた」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大津市公平委員会傍聴規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 3 月31日

大津市公平委員会  
委員長 平 井 建 志

**大津市公平委員会規則第 4 号**

大津市公平委員会傍聴規則の一部を改正する規則  
大津市公平委員会傍聴規則（昭和41年公平委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。  
第 1 条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

**公 平 委 員 会 告 示**

**大津市公平委員会告示第 1 号**

平成14年公平委員会告示第 2 号（公平委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）の一部を次のように改正し、平成28年 4 月 1 日から適用する。

平成28年 3 月31日

大津市公平委員会  
委員長 平 井 建 志

第 1 号中「第 6 条」を「第 6 条第 1 項」に改め、「請求」の次に「（第 3 号において「公開請求」という。）」を加え、第 3 号中「公文書の」を削り、「に対する不服申立て」を「又は公開請求に係る不作為についての審査請求」に改める。

**大津市公平委員会告示第 2 号**

平成16年公平委員会告示第 1 号（公平委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）の一部を次のように改正し、平成28年 4 月 1 日から適用する。

平成28年 3 月31日

大津市公平委員会  
委員長 平 井 建 志

第 1 号中「第16条」を「第16条第 1 項」に、「開示請求」を「開示の請求（第 5 号において「開示請求」という。）」に改め、第 3 号中「第31条」を「第31条第 1 項」に、「訂正請求」を「訂正の請求（第 5 号において「訂正請求」という。）」に改め、第 4 号中「第39条」を「第39条第 1 項」に、「利用停止請求」を「利用停止の請求（次号において「利用停止請求」という。）」に改め、第 5 号中「保有個人情報の」を削り、「又は利用停止決定等」を「、利用停止決定等」に、「に対する不服申立て」を「又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求」に改める。

**固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 規 程**

**大津市固定資産評価審査委員会規程第 1 号**

大津市固定資産評価審査委員会の審査に関する規程（平成12年固定資産評価審査委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月31日

大津市固定資産評価審査委員会  
委員長 堀 内 美 智 子

第 5 条第 2 項第 1 号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

審査の申出に係る処分の内容

第 5 条第 3 項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第 1 項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第 3 条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第 6 条第 3 項中「 5 日以内の」を「相当の」に改める。



第7条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第15条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の決定書には、次に掲げる事項を記載し、これに委員会名を付して委員会の印を押印しなければならない。

主文

事案の概要

審査申出人及び市長の主張の要旨

理由

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の大津市固定資産評価審査委員会の審査に関する規程の規定は、申出期間の初日が平成28年4月1日以後の日である固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出について適用し、申出期間の初日が同月1日前の日である固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出については、なお従前の例による。

固定資産評価審査委員会告示

大津市固定資産評価審査委員会告示第2号

平成14年固定資産評価審査委員会告示第2号(固定資産評価審査委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から適用する。

平成28年3月31日

大津市固定資産評価審査委員会

委員長 堀 内 美 智 子

第1号中「第6条」を「第6条第1項」に改め、「請求」の次に「(第3号において「公開請求」という。)」を加え、第3号中「公文書の」を削り、「に対する不服申立て」を「又は公開請求に係る不作為についての審査請求」に改める。

大津市固定資産評価審査委員会告示第3号

平成16年固定資産評価審査委員会告示第1号(固定資産評価審査委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から適用する。

平成28年3月31日

大津市固定資産評価審査委員会

委員長 堀 内 美 智 子

第1号中「第16条」を「第16条第1項」に、「開示請求」を「開示の請求(第5号において「開示請求」という。)」に改め、第3号中「第31条」を「第31条第1項」に、「訂正請求」を「訂正の請求(第5号において「訂正請求」という。)」に改め、第4号中「第39条」を「第39条第1項」に、「利用停止請求」を「利用停止の請求(次号において「利用停止請求」という。)」に改め、第5号中「保有個人情報」を削り、「又は利用停止決定等」を「利用停止決定等」に、「に対する不服申立て」を「又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求」に改める。

議 会 議 長 告 示

大津市議会議長告示第3号

平成14年議会議長告示第1号(市議会議長の権限に属する事務の一部を行わせるため、市長部局の職員を議会局職員に充てることについて)の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

大津市議会議長 津 田 新 三

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>大津市議会議長は、議長の権限に属する事務のうち、次に掲げる大津市情報公開条例（平成14年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に係る事務を行わせるため、市長部局の情報公開を所管する所属の職員を議会局職員に充て、当該事務を処理させる。</p> <p>条例第6条の規定による公文書の公開の請求の受付に関すること。</p> <p>- 略 -</p> <p>公文書の公開決定等（条例第11条第1項又は第2項の決定をいう。）に対する不服申立ての受付に関すること。</p> <p>なお、平成6年議会議長告示第1号（市議会議長の権限に属する事務の一部を行わせるため、市長部局の職員を議会事務局職員に充てることについて）は、廃止する。</p>	<p>大津市議会議長は、議長の権限に属する事務のうち、次に掲げる大津市情報公開条例（平成14年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に係る事務を行わせるため、市長部局の情報公開を所管する所属の職員を議会局職員に充て、当該事務を処理させる。</p> <p>条例第6条第1項の規定による公文書の公開の請求（第3号において「公開請求」という。）の受付に関すること。</p> <p>- 略 -</p> <p>公開決定等（条例第11条第1項又は第2項の決定をいう。）又は公開請求に係る不作為についての審査請求の受付に関すること。</p> <p>なお、平成6年議会議長告示第1号（市議会議長の権限に属する事務の一部を行わせるため、市長部局の職員を議会事務局職員に充てることについて）は、廃止する。</p>

**附 則**

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**大津市議会議長告示第4号**

平成16年議会議長告示第1号（市議会議長の権限に属する事務の一部を行わせるため、市長部局の職員を議会局職員に充てることについて）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

大津市議会議長 津 田 新 三

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>大津市議会議長は、議長の権限に属する事務のうち、次に掲げる大津市個人情報保護条例（平成16年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に係る事務を行わせるため、市長部局の個人情報の保護に関する事務を所管する所属の職員を議会局職員に充て、当該事務を処理させる。</p> <p>条例第16条の規定による保有個人情報の開示請求の受付に関すること。</p> <p>- 略 -</p> <p>条例第31条の規定による保有個人情報の訂正請求の受付に関すること。</p> <p>条例第39条の規定による保有個人情報の利用停止請求の受付に関すること。</p> <p>保有個人情報の開示決定等（条例第22条各項の決定をいう。）、訂正決定等（条例第34条各項の決定をいう。）又は利用停止決定等（条例</p>	<p>大津市議会議長は、議長の権限に属する事務のうち、次に掲げる大津市個人情報保護条例（平成16年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に係る事務を行わせるため、市長部局の個人情報の保護に関する事務を所管する所属の職員を議会局職員に充て、当該事務を処理させる。</p> <p>条例第16条第1項の規定による保有個人情報の開示の請求（第5号において「開示請求」という。）の受付に関すること。</p> <p>- 略 -</p> <p>条例第31条第1項の規定による保有個人情報の訂正の請求（第5号において「訂正請求」という。）の受付に関すること。</p> <p>条例第39条第1項の規定による保有個人情報の利用停止の請求（次号において「利用停止請求」という。）の受付に関すること。</p> <p>開示決定等（条例第22条各項の決定をいう。）、訂正決定等（条例第34条各項の決定をいう。）、利用停止決定等（条例第42条各</p>

第42条各項の決定をいう。)に対する不服申  
立ての受付に関する事。

項の決定をいう。)又は開示請求、訂正請求  
若しくは利用停止請求に係る不作為について  
の審査請求の受付に関する事。

**附 則**

この告示は、平成28年4月1日から施行する。